

京都労働局第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標に基づく 職場の安全衛生自主点検【令和7年度】

～ 設問・入力選択項目一覧表 ～

* 必須

【基本入力事項】

1. 安全衛生自主点検依頼文に明記された「報告用事業場個別整理番号（8桁）」を入力してください *

8文字以内で入力してください

2. 事業場名を入力してください（支店・営業所であればその名称まで。）。

3. 問2の事業場所在地を入力してください。 *

4. 問2の所轄労働基準監督署を選択してください。 *

- ☐ 京都上労働基準監督署
- ☐ 京都下労働基準監督署
- ☐ 京都南労働基準監督署
- ☐ 福知山労働基準監督署
- ☐ 舞鶴労働基準監督署
- ☐ 丹後労働基準監督署
- ☐ 園部労働基準監督署
- ☐ わからない

5. 本回答頂く方の所属に関し選択してください。*

（１）問２の事業場に所属している。

☐ はい

☐ いいえ（本社総務担当が支店分を回答、社労士が顧問先分を回答等）

6. 本回答頂く方について入力してください

（２）所属部署

7. 本回答頂く方について入力してください *

（３）担当者名 ※名字だけで差し支えありません（フルネーム不要）。

8. 本回答頂く方について入力してください *

（４）連絡先（（３）担当者宛問い合わせ先の電話番号） ※ハイフンは不要です。

【労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策について】

9. 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害のうち、転倒災害防止対策として取り組んでいるものを選択してください。【該当するもの全てに☐】*

- ☐ 敷地内通路の凹凸、陥没穴等の確認、解消
- ☐ 水場等滑りやすい作業箇所に防滑床材・防滑グレーチング等の導入
- ☐ 通路、階段、車止め等つまづき、踏み外し箇所の視認性を高める
- ☐ 屋外、滑りやすい作業箇所からそれ以外の箇所への出入口にゴムマット等を敷く
- ☐ 冬季の屋外の通路等凍結しやすい箇所に融雪マットを設ける、凍結防止剤等を散布する
- ☐ 通路、作業箇所の整理、整頓（物を置く場所を指定し安全通路等の確保）、清掃（水漏れ箇所の解消等）
- ☐ 組織的な通路巡視、点検表に基づく通路・作業箇所の確認及び維持管理
- ☐ 職場の転倒危険マップの作成周知、ステッカー等の掲示といった転倒危険箇所の意識付け
- ☐ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
- ☐ 水場等滑りやすい作業箇所では滑りにくい靴を履く
- ☐ 電気コード等のつまづく可能性のある配線の引き直しルールを設定する
- ☐ 上記以外の転倒災害防止対策に取り組んでいる
- ☐ 転倒災害防止対策には取り組んでいない

10. 問2の事業場（本回答事業場）の業種に関し選択してください。*

- ☐ 卸売業・小売業
- ☐ 医療・福祉
- ☐ 上記以外の業種

11. 正社員以外の労働者に対する雇入れ時等各種安全衛生教育時の行動災害防止教育に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 「転倒」災害防止及び腰痛等「動作の反動、無理な動作」による災害防止のための教育を実施している
- ☐ 「転倒」災害防止のための教育を実施している
- ☐ 腰痛等「動作の反動、無理な動作」による災害防止のための教育を実施している
- ☐ 何も実施していない
- ☐ その他

【高年齢労働者の労働災害防止対策について】

12. 問2の事業場（本回答事業場）における高年齢労働者（60歳以上）の所属、在籍状況に関し該当するものを選択してください。*

☐ 1名以上所属、在籍している

☐ 所属、在籍していない

→ 設問14へ

※この場合、飛んだ設問数分の設問番号が省略されるため、実際の報告フォームにおける設問番号と異なります（以下同じ）。

13. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき取り組んでいる労働災害防止対策について選択してください。【該当するもの全てに☐】*

☐ 労働災害防止に取り組む方針を組織として表明

☐ 労働災害防止の取組を担当する組織や担当者を指定し対策実施体制を明確化

☐ 身体機能の低下等を踏まえたリスクアセスメントの実施

☐ 身体機能の低下を補う設備の導入（適切な照度の確保維持、手すりの設置、段差の解消等）

☐ 身体機能の低下を補う装置の導入（身体機能を補助する機器（パワースーツ等）の使用、作業台の高さ等不自然な作業姿勢解消のための改善、熱中症防止対策として通気性の良い服装の準備等）

☐ 短時間勤務や隔日勤務など勤務形態や勤務時間の工夫

☐ 長時間の情報機器作業防止のため作業休止時間の設定

☐ 体力チェックの実施（転倒等リスク評価セルフチェック票等を活用）

☐ 個々の労働者の健康や体力に応じた対応（健康診断や運動指導、栄養指導、保健指導等の実施等）

☐ 教育の実施（身体機能の低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性の説明等）

☐ 上記以外の高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる

☐ 高年齢労働者に対する労働災害防止対策には取り組んでいない

【多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策について】

14. 問2の事業場（本回答事業場）における外国人労働者の所属、在籍状況に関し該当するものを選択してください。*

☐ 1名以上所属、在籍している

☐ 所属、在籍していない → 設問16へ

15. 外国人労働者に対する労働災害防止のための安全衛生教育に関し該当するものを選択してください。*

☐ 母国語に翻訳されたテキスト等の教材、視聴覚教材等複数の教材を併用した安全衛生教育を実施している

☐ 母国語に翻訳されたテキスト等の教材を用いて労働災害防止のための安全衛生教育を実施している

☐ 視聴覚教材を用いた労働災害防止のための安全衛生教育を実施している

☐ 日本語のテキスト等の教材を用い労働災害防止のための教育を行っており、さらに確認テストを実施する、定期的に同種教育を繰り返す等教育の理解度の確認、定着を図るための取組を行っている

☐ 日本語のテキスト等の教材を用い労働災害防止のための教育を行っているが、教育の理解度の確認、定着を図るための取組は行っていない

☐ 労働災害防止のための安全衛生教育は行っていない

☐ その他

【陸上貨物運送事業における荷役災害防止対策について】

16. 問2の事業場（本回答事業場）の事業に関し荷主等（荷主・配送先・元請事業者）に該当するか選択してください。*

- ☐ 荷主等となることがある
- ☐ 荷主等になることはない → 設問18へ

17. 荷主等として「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき取り組んでいる労働災害防止対策について選択してください。【該当するものすべてに☑】*

- ☐ 荷役作業担当者の指名
- ☐ 反復・定期的に運搬を請け負う陸運事業者との安全衛生協議組織の設置
- ☐ 荷役作業の有無に係る陸運事業者への事前通知、付帯業務書面契約化
- ☐ 発注担当者への改善基準告示の周知、余裕を持った着時刻の設定
- ☐ 荷積卸しや荷役機械、用具を使用するため必要な広さを有した荷役場所の確保、適度な照度の確保、混雑緩和等の荷役場所の改善及び保持
- ☐ 墜落・転落防止のための施設等の用意（荷台への昇降設備・用具やプラットフォーム等）
- ☐ フォークリフトによる労働災害防止対策の実施（使用ルールの設定及び周知、通路区分による歩車分離の徹底等）
- ☐ 転倒による労働災害防止対策の実施（作業場所の整理整頓、手すりの設置、段差の解消・床面の防滑化等）
- ☐ ロールボックスパレット等による労働災害防止対策の実施（移動経路の整理整頓、床・地面の凹凸、傾斜の解消等）
- ☐ 上記以外の「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を行っている
- ☐ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組は行っていない

18. 問2の事業場（本回答事業場）の主たる業種が「陸上貨物運送事業」（道路貨物運送又は陸上貨物取扱業）に該当するか選択してください。*

- ☐ 陸上貨物運送事業に該当する
- ☐ 陸上貨物運送事業に該当しない → 設問20へ

19. 陸上貨物運送事業者として「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき取り組み組んでいる労働災害防止対策を選択してください。【該当するものすべてに☐】*

- ☐ 荷役作業担当者の指名
- ☐ 反復・定例的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置
- ☐ 荷主等の事業場における荷役作業の有無に係る事前通知、付帯業務書面契約化
- ☐ 荷役作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴の着用
- ☐ 荷台からの墜落・転落防止対策の実施（荷台への昇降設備・用具やプラットフォーム等の使用等）
- ☐ 転倒災害防止のための労働者順守事項の徹底（作業前の周囲の床・地面の凹凸等の確認、後ずさり作業を避ける等）
- ☐ ロールボックスパレット、台車等による労働災害防止対策の実施（進行方向の視界確保、手足はさまれ防止のための移動経路整理・整頓等）
- ☐ 安全衛生教育の実施（腰痛予防等）
- ☐ 上記以外の「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を行っている
- ☐ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を行っていない

【建設業における墜落・転落災害の防止対策について】

20. 問2の事業場（本回答事業場）の主たる業種が「建設業」に該当するか選択してください。*

- ☐ 建設業に該当する
- ☐ 建設業に該当しない → 設問24へ

21. 建設作業現場での墜落・転落災害防止に係るリスクアセスメント及びその結果を踏まえた墜落・転落防止措置の実施に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない
- ☐ その他

22. 建設現場での労働災害防止に係る『安全衛生経費』が建設業法第19条の3に規定する『通常必要と認められる原価』に含まれることに関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 安全衛生経費が通常必要と認められる原価に含まれることを知っている
- ☐ 含まれることは知らない（[安全な建設工事のために必要な安全衛生経費の確保が必要です（国土交通省・厚生労働省パンフレット）]を参考に適切な安全衛生経費の確保に向けた取組をお願いします。）

23. 建設工事請負契約を締結するにあたっての、労働災害防止対策の実施者とその経費に係る負担者の明確化に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 対策実施者及び経費負担者を明確化する必要があることを知っている
- ☐ 対策実施者及び経費負担者を明確化する必要があることまでは知らない（[安全な建設工事のために必要な安全衛生経費の確保が必要です（国土交通省・厚生労働省パンフレット）]を参考に適切な安全衛生経費の確保に向けた取組をお願いします。）

24. 規模を問わず工事（土地・建物の維持管理含め）の発注者となることに関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 工事発注者となることがある
- ☐ 工事発注者となることはない → 設問26へ

25. 建設現場での労働災害防止に係る安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるとともに、労働安全衛生法第 3 条第 3 項において、建設工事の注文者（それ以外の注文者も含む）は、「施工・作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件（※）を付さないよう配慮しなければならない。」とされていることに關し該当するものを選択してください。【該当するものすべてに☑】

★

※ 無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の付加等が含まれる。

- ☐ 「安全衛生経費」が「通常必要と認められる原価」に含まれることは知っている
- ☐ 注文者が、「施工・作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。」ことは知っている
- ☐ いずれも知らない（〔民間工事の発注者として「安全衛生経費」の確保を！（国土交通省・厚生労働省パンフレット）〕を参考に、工事規模を問わず請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているか確認するようお願いします。）

【製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策について】

26. 問2の事業場（本回答事業場）の主たる業種が「製造業」に該当するか選択してください。*

- ☐ 製造業に該当する
- ☐ 製造業に該当しない → 設問31へ

27. 機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に関し、取り組んでいる労働災害防止対策を選択してください。【該当するものすべてに☐】*

- ☐ 機械の原動機、回転軸、歯車等可動部分によって労働者がはさまれ・巻き込まれるおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けている（プレス機械であれば安全プレスの使用や適正で有効な安全装置等を講じたプレスの使用等）
- ☐ すべての機械に対し機械のリスクアセスメントを実施している
- ☐ 労働災害が発生した機械に対してのみ機械のリスクアセスメントを実施している
- ☐ 機能安全を活用した機械を導入している
- ☐ 作業標準書、操作手順書に労働災害防止のためのルール等を明記している
- ☐ 作業手順が順守されているが定期的に確認している
- ☐ 注意喚起の標識等を追加して掲示している
- ☐ 上記以外のはさまれ・巻き込まれ防止対策を実施している
- ☐ はさまれ・巻き込まれ防止対策が必要な機械がない
- ☐ はさまれ・巻き込まれ防止対策が必要な機械はあるが当該防止対策に係る取組は行っていない

28. 機械の掃除、給油、検査、修理、取り替え又は調整の作業を行う場合の当該機械の運転停止（運転中に当該作業を行わなければならないものを除く。）に関し、取り組んでいる労働災害防止対策を選択してください。*

- ☐ 社内ルールを手順書等で書面化し機械を停止するとともに組織的な定期点検等により当該ルールの順守状況を確認している
- ☐ 順守状況確認のための組織的な定期点検等は行っていないが社内ルールを手順書等で書面化しているため作業者は適切に機械を停止していると思われる
- ☐ 定めた社内ルールは書面化していないが作業方法に係る組織的な定期点検等を実施し当該ルール（機械を停止し作業実施）の順守状況を確認している
- ☐ 定めた社内ルールは書面化しておらず作業方法に係る組織的な定期点検等による確認も行っていないが作業者は適切に機械を停止していると思われる
- ☐ 機械を停止させるかどうかに関する社内ルールは定まっておらず作業者に委ねている
- ☐ その他

29. 異物を取り除く、保守作業、トラブルの対処といった機械に係る非定常作業に関する労働災害防止対策について該当するものを選択してください。*

- ☐ 非定常作業に対する労働災害防止対策（作業手順を定め周知する、リスクアセスメントの実施等）にも取り組んでいる
- ☐ 非定常作業に対する労働災害防止対策には取り組んでいない
- ☐ その他

30. 機械に係る労働災害防止対策に関し、定常作業・非定常作業に係る作業手順の制定、リスクアセスメントの実施に際しては、労働者の不安全行動（定めた手順を省略する、安全装置を無効にする等）を考慮したものとしているかに関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 定常作業・非定常作業に関わらず労働者の不安全行動も考慮して労働災害防止対策を実施している
- ☐ 定常作業については労働者の不安全行動も考慮して労働災害防止対策を実施している
- ☐ 非定常作業については労働者の不安全行動も考慮して労働災害防止対策を実施している
- ☐ 定常作業・非定常作業に関わらず労働者の不安全行動については実施している労働災害防止対策において考慮していない
- ☐ その他

【林業における伐木等作業時の労働災害防止対策について】

31. 問2の事業場（本回答事業場）の主たる業種が「林業」（造園業含む）に該当するか選択してください。^{*}

- ☐ 林業（造園業含む）に該当する
- ☐ 林業（造園業含む）に該当しない → 設問34へ

32. 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づき取り組んでいる労働災害防止対策を選択してください。【該当するものすべてに☐】^{*}

- ☐ 事前調査の実施、作業計画の作成
- ☐ リスクアセスメントの実施
- ☐ 作業指揮者の選任
- ☐ 適切なチェーンソーの選定等取扱方法の徹底
- ☐ 安全な伐倒方向の確認、伐倒の際その他作業中に危険を生ずる可能性のあるものを取り除く等作業前準備の徹底
- ☐ 伐倒に際し立入禁止区域の設定
- ☐ 伐倒前の退避場所及び退避ルートの選定
- ☐ 伐倒前の合図の徹底、定めた合図の関係労働者への周知
- ☐ 適切な伐倒作業（受け口切り、追い口切り、くさびの打ち込み等）
- ☐ かかり木処理における禁止事項順守の徹底
- ☐ 適切な造材作業（伐倒木等の転落危険防止措置等の事前準備、枝払い、玉切り）
- ☐ 上記以外の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく取組を行っている
- ☐ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」が適用されるチェーンソーを用いた伐木及び造材作業は行っていない
- ☐ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく取組は行っていない

33. 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づき取り組んでいる労働災害防止対策を選択してください。【該当するものすべてに☑】*

- ☐ 緊急時における連絡の方法等の決定、周知
- ☐ 連絡責任者の選任
- ☐ 連絡責任者に緊急時における連絡方法、機器の充電状態・故障の有無等作業開始前確認
- ☐ 通信機器の通話可能位置、労働者相互の連絡等作業現場の安全確認
- ☐ 連絡方法等に係る教育訓練の実施
- ☐ 上記以外の「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく取組を行っている
- ☐ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」が適用される伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場はない
- ☐ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく取組は行っていない

【労働者の健康確保対策について】

34. 労働安全衛生法や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき取り組んでいる労働者の心の健康保持増進対策（メンタルヘルス対策）を選択してください。【該当するものすべてに☑】*

- ☐ 定期的にストレスチェックを実施
- ☐ ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善等
- ☐ 心の健康づくり計画の策定・周知
- ☐ メンタルヘルス推進担当者（実務担当者）等の選任
- ☐ 労働者に対するセルフケア（自身のストレスへの気付き予防対応等）
- ☐ 管理監督者等によるラインケア（相談対応、職場環境改善等）
- ☐ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア（労働者及び管理監督者に対する支援、心の健康づくり計画の実施等）
- ☐ 事業場外資源によるケア（専門機関等の活用、支援を受ける）
- ☐ 上記以外のメンタルヘルス対策に取り組んでいる
- ☐ メンタルヘルス対策に係る取組は行っていない

35. 問2の事業場（本回答事業場）の労働者数（※）について選択してください。
*

※派遣労働者を除き、外国人労働者、嘱託社員、パート・アルバイト労働者等を含む回答日における人数。

- ☐ 50人以上
- ☐ 50人未満

36. ストレスチェックの実施に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ （常時使用する労働者が50人以上の事業場と同様）法定どおりに定期に実施している
- ☐ 定期ではないが実施している
- ☐ （常時使用する労働者が50人未満等のため）実施していない

【労働者の病気の治療と職業生活（仕事）の両立支援について】

37. 厚生労働省が策定している「治療と職業生活の両立支援ガイドライン」に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 当該ガイドラインの内容を含め知っている
- ☐ 当該ガイドラインの名称に関しては聞いたことがあるが内容までは知らない
- ☐ 当該ガイドラインは聞いたことがない

38. 労働者の病気の治療と職業生活（仕事）の両立支援制度・体制の整備に関し該当するものを選択してください。*

- ☐ 両立支援制度・体制共に整備している
- ☐ 両立支援制度は整備したが、体制は確立していない
- ☐ 制度・体制共に未整備であるが現在整備に向け準備中である → 設問40へ
- ☐ 制度・体制共に未整備で今後の整備予定もない → 設問40へ

39. 整備している両立支援制度・体制に関し該当するものを選択してください。【該当するものにすべて☑】*

- ☐ 相談窓口の設置（外部の専門機関への紹介等を含む）
- ☐ 両立支援コーディネーター（労働者、主治医（医療機関）、産業医、上司（経営者）等と調整をおこなう実務担当者）の配置
- ☐ 病気休暇（有給）
- ☐ 病気休暇（無休）
- ☐ 時間単位の年次有給休暇
- ☐ 試し出勤制度
- ☐ 在宅勤務制度（テレワーク）
- ☐ 短時間勤務制度
- ☐ 時差出勤・フレックスタイム
- ☐ 休憩室・医務室の整備
- ☐ その他

【化学物質等による健康障害防止対策について】

40. 化学物質（ラベル表示、SDSの交付対象となる通知対象物質等）の譲渡又は提供に関し該当するものを選択してください（※）。 *

※ 「通知対象物が密封された状態で取り扱われる製品」等主として一般消費者の生活の用に供するためのものに関しては、労働安全衛生法上のラベル表示及びSDSの交付が除外されます。
※ 化学品を運搬するだけの運送業者は、化学品を譲渡・提供する相手方には該当しません。
※ 業務用の印刷に用いるトナーカートリッジは使用の過程で内容物が放出されることから、当該トナーカートリッジ内容物の成分に表示又は通知対象物質が含まれている場合には、ラベル表示及びSDSの交付対象となり、当該トナーカートリッジを受け取る者が、譲渡・提供する相手方に該当します（＝当該トナーカートリッジを譲渡又は提供している場合、化学物質を譲渡又は提供していることとなります。）。

- ☐ 化学物質を譲渡又は提供している（メーカー・流通業者である）
- ☐ 化学物質は譲渡又は提供していない → 設問42へ

41. ラベル表示、SDSの交付対象となる通知対象物質等とはなっていないが、国のGHS分類により危険性・有害性が確認されている化学物質に関するラベル表示、SDSの交付について該当するものを選択してください。 *

- ☐ 当該物質を含めラベル表示、SDSを交付している
- ☐ 当該物質についてラベル表示は行っているが、SDSは交付していない。
- ☐ 当該物質についてラベル表示は行っていないが、SDSは交付している
- ☐ 当該物質についてラベル表示は行っておらず、SDSも交付していない

42. 化学物質を取り扱う作業に関し該当するものを選択してください。 *

- ☐ 化学物質を取り扱う作業がある
- ☐ 化学物質を取り扱う作業はない → 設問45へ

43. 化学物質を取り扱う作業に関するリスクアセスメントについて該当するものを選択してください。 *

- ☐ 化学物質リスクアセスメントを実施している
- ☐ 化学物質リスクアセスメントは実施していない → 設問45へ
- ☐ その他 → 設問45へ

44. リスクアセスメントの実施義務対象（ラベル表示、SDSの交付対象となる通知対象物質等）となっていないが、国のGHS分類により危険性・有害性が確認されている化学物質に関するリスクアセスメントについて該当するものを選択してください。 *

- ☐ 当該物質含め化学物質リスクアセスメントを実施している
- ☐ 当該物質を含めた化学物質リスクアセスメントは実施していない

【職場の熱中症災害防止対策について】

45. 非定常作業、臨時の作業等を問わず熱暑な場所（※１）において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業（※２）に関し該当するものを選択してください。*

※１ 湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場を指すものではなく、出張先作業、作業場から作業場への移動時等も含みます。

※２ 熱暑な場所において継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業。

☐ 該当する作業がある（想定される場合も含む）

☐ 該当する作業はない → 終了（選択後「送信」をクリックして報告完了）

46. 暑さ指数（WBGT）の把握、活用状況について該当するものを選択してください。*

☐ 作業場所の暑さ指数を計測し、労働者に周知している

☐ 作業場所の暑さ指数は計測していないが、環境省の熱中症予防情報サイト等で地域の暑さ指数を把握し労働者に周知している

☐ 暑さ指数は把握しておらず特段活用もしていない → 設問48へ

☐ その他 → 設問48へ

47. 令和４（2022）年と比較した暑さ指数（WBGT）の把握について該当するものを選択してください。*

☐ 令和４（2022）年から暑さ指数を把握している

☐ 令和４（2022）年に暑さ指数は把握していなかったが現在は把握している

☐ その他

48. 職場の熱中症対策に関し、令和７（2025）年６月１日から施行されている「職場における熱中症対策の強化」に係る改正労働安全衛生規則に基づき実施している取組を選択してください。【該当するものすべてに☑】*

☐ 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための体制整備

☐ 熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順作成

☐ 早期発見のための体制や重篤化防止のための手順の関係作業者への周知

☐ 上記改正労働安全衛生規則に基づく取組は行っていない

49. 職場の熱中症対策に関し、「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」に基づきその準備期間（毎年４月）に行っている取組を選択してください。【該当するものすべてに☐】＊

- ☐ 日本産業規格ＪＩＳＺ 8504又はＪＩＳ Ｂ 7922に適合した暑さ指数計を準備、点検する
- ☐ 夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画の策定（作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数に応じた休憩時間・作業中止に関する基準の設定・検討、連絡体制、措置実施手順の制定等）
- ☐ 簡易屋根（シート）、通風又は冷房設備、散水設備の設置検討、既設設備の点検
- ☐ 熱中症重篤化防止のための冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保検討
- ☐ 透湿性及び通気性の良い服装、ヘルメットの準備、送風・冷却機能をもつ服の採用等
- ☐ 管理者、労働者に対し「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、各種リーフレット等の教育用教材を活用した教育研修の実施
- ☐ 適切な熱中症防止対策に係る教育研修を受けた者等のうちから熱中症予防管理者を選任（※現場での作業管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合）
- ☐ 労働者の体調不良時等緊急時対応の事前確認、周知
- ☐ 上記以外の取組を行っている
- ☐ 取組みは行っていない
- ☐ その他

50. 「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」(毎年５月１日～９月30日まで)に基づき取り組んでいる職場の暑さ指数低減をはじめとした熱中症対策に係る労働衛生管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）を選択してください。【該当するものすべてに☐】、 → 終了（選択後「送信」をクリックすると報告完了）

- ☐ 簡易屋根（シート）、通風又は冷房設備、散水設備等の設置
- ☐ 冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の設置
- ☐ 休憩場所に氷、アイススラリー、冷たいおしぼり等心身を適度に冷やすことのできる物品・設備を設置、水分・塩分補給のための飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備え付け及び緊急時連絡手段等の明示
- ☐ 昼間の作業時間短縮、作業時間の早朝・夕方時間帯への変更
- ☐ 暑熱順化への対応及び暑熱順化状況の確認（入職後１週間未満及び夏季休暇等のため熱へのばく露から４日以上離れていた労働者の把握等）
- ☐ 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中に体温が上がるのを緩やかにするプレクーリングの実施（外部冷却：手足を冷やす、ミストシャワー・冷風を受ける、クールベスト着用等、内部冷却：アイススラリーの摂取等）
- ☐ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病（糖尿病、高血圧症等）を有するものに対する医師の意見等を踏まえた作業における配慮
- ☐ 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについての教育指導
- ☐ 作業中の定期巡視、体調の定時連絡、ウェアラブルデバイス等の活用による作業中の労働者の健康状態の確認
- ☐ 現場での作業管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は熱中症予防管理者による各作業場所等での熱中症対策実施状況の確認（維持管理含む）
- ☐ 上記以外の取組を行っている
- ☐ 取組みは行っていない
- ☐ その他

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。



Microsoft Forms